



414
4310



軍販賣買條約

第一條

一英國倫敦リード氏製造し同人所持ノ權ヲ有
スル所ノ新甲鐵大軍艦附屬大砲小銃彈藥
其他運用器械戰車用具共悉皆全備英
人ハルト氏船主リード氏ノ代人トシテ日本政府ニ
賣渡スヲ約定セリ

第二條

一大軍艦附屬品悉皆代價英貨五十五万磅
ニテ賣渡スベキノ電信在英リード氏ヨリ来

大正十一年四月
庚申年三月



ル日本政府ニ於テハ其艦體ノ無比堅牢ニシ
テ其砲銃彈藥一切ノ附屬品盛大良好
ナルヲハルト氏保任スルヲ信用シ其代價減省
ノ談ニ及バス直チニ五拾五万磅ヲ以テ買収ス
ルヲ承諾セリ

第三條

此大軍艦即今尚ラ製造切ヲ竣セバ尋
常ノ順序ヲ以ラスレバ来一月上旬
（昭和四年一月一日ヨリ十月十日マテノ間）
ニ悉皆落成スト
龍 此案ニ層工事ヲ急ニシテ
（昭和四年一月一日ヨリ十月十日マテノ間）
ニ悉皆落成スト

成 此大軍艦即今尚ラ製造切ヲ竣セバ尋
常ノ順序ヲ以ラスレバ来一月上旬
ニ悉皆落成スト

第四條

日本政府此大軍艦ヲ買収スルヲ中間ニテ謝絶
スル中ハ最初渡ス所ノ證據金十万磅
ヲ擲却スル上ニ更ニ本價十分ノ二即チ拾壹
万ポンドノ謝罪金ヲリード氏ノ代人タルハルト
氏工拂入ルベシ又々賣主ヨリ中間ニテ謝絶
背約スル中ハ證據金十万磅ニ一ヶ月百分ノ三
利息ヲ加工買主ハ返却スル上ニ更ニ本價十

ニ於テハ其艦體ノ無比堅牢ニシ
彈藥一切ノ附屬品盛大良好
氏保任スルヲ信用シ其代價減省
ノ通テニ五拾五万磅ヲ以テ買収ス

條

即今尚ヲ製造切ヲ竣ハガ尋

ノヲ以テスレバ来一月上旬皇曆明治廿年

ヨリ十日マテノ間ニ悉皆落成スト

層工事ヲ急ニシテハ早ク港

クトモ前期来一日ハハヨクハルバ

ハルト氏誓諾セリ

條

半艦ヲ買収スルヲ中間ニテ謝絶

最初渡ス所ノ證據金十萬磅

上ニ更ニ本價十分ノ二即チ拾壹

罪金ヲリード氏ノ代人タルハルト

シ又々賣主ヨリ中間ニテ謝絶

證據金十萬磅ニ一ヶ月百分ノ三

買主ハ返却スル上ニ更ニ本價十

砲銃彈藥一切ノ附屬品類目録ハ電信面ニテ詳細
イタシ有テ裁然ル中ハ其目錄ニ調印ノ證書海
軍省工務收置渡英官負仁為齋実際ニ就テ照
合ラハル事

分ノ二即ち拾壹万ガンドラ謝罪金トシテリード氏ノ代人タルハルト氏ヨリ日本政府ニ拂入ルベシ

第五條

九月 日北大軍艦ヲ買収スルノ證據金所ヲ本價五拾五万磅ノ内拾万磅ヲ日本政府ヨリリード氏代人タルハルト氏ニ拂入レタリ此金額ハルト氏握掌ノ上ハ此艦ヲ日本政府ニ賣渡スルヲ益々確實ニ保證セリ

第六條

ハルト氏、早便ノ汽船ニ駕シ英國 歸リニテニハリード氏ヨリ右大軍艦一切附屬品等悉皆請取り日本政府ヨリ本艦買収ノ為メ渡装スル所ノ官員ニ渡切ルベシ

第七條

右渡切ノ節本價殘金四拾五万磅倫敦ハシクノ為換ラ以テ渡英官負ヨリ一時ニ拂入艦價皆消スベシ

但便宜ニ用ノマアル氏艦價ハ一時ニ抑入ルベシ

第八條

一本艦ヲハルト氏ヨリ渡英日本官員工渡し切タル上ハ即時日本國旗ヲ揚ケ適宜ノ艀號ヲ付與スベシ

第九條

一日本國旗ヲ揚ルノ日本艦工事尚ホ竣ヘズ附屬品或ハ全備セサル時ハ更ニ條約ヲ設置之其残工ト残品ノ代價ヲ詳細ニ計算シ本艦五十五万磅ノ内ヨリ右ノ金高ハハルト氏ヨリ渡英日本官員ニ請取ルベシ此代價ヲ

以テ再ヒハルト氏ヲ經テリードビニ送リ其初見積ノ如ク毫モ疎略ナク其残工ト修メ其残品ヲ整調スベシ此間極メテ懇切誠實ニ殷々スルヲハルト氏ニ於テ深ク擔任保證セリ

第十條

一本艦買収ノ事ハルト氏始終一切擔當周旋シ懇切誠實ニスル本人ノ保證ヲ得ルノミナラス艦主ヨリハ其ノ數料請取サル者ヲ長陳スルニ依リ手數料諸雜費謝禮金ヲ

兼テ本價百分ノ二此即チ壹万三千七百五拾ポントヲ日本政府ヨリハルト氏ニ送與スベシ

第十一條

一 日本政府ヨリハルト氏ニ贈與スル所ノ壹万三千七百五拾ポントノ金額ハ日本國旗ヲ本艦ニ掲クル日ニ其半高六千八百七拾五磅ヲ與ハ残ル半高六千八百七拾五磅ハ本艦滿備具足シ日本ニ開航ノ日ニ於テ與フベシ

第十二條

一 此艦本質並チ手数料共拂ハルハ
落年

證書ハ必ラス其所轄官廳ニ送リ以テ
スルヲ正サニハルト氏承知セリ

第十三條

一 此艦悉皆落成ノ期限ハ晚クトモ来一月
十日ニ後ルベカラズ万一其日期ヲ誤シハ
毎一日ニ五百磅ノ罰金ヲ渡英日本官
ニ償却スベシ

第十四條

一 本艦賣買ノ條約ハハルト氏ノ託名書中
ニ備ヘリ之レニ加フルニ同氏歸英ノ上ハリ

トド氏ノ此條約ヲ承認満足スルノ證書ヲ
渡英日本官負工渡スベシトハルト氏保證セ
リ

右條々日本東京ニ於テ海軍大輔河村純義
英國人リード氏代人ハルト氏ト誓約シテ
互ニ毫釐モ違背ス可ラサル者ナリ

明治七年九月日

海軍大輔河村純義

西曆一千八百七十四年九月日

英國人リード氏代人
ハルト氏ト